

第7回軽米町議会定例会

平成28年 3月16日(水)

午後 2時00分 開 議

議 事 日 程

- 日程第 1 議案第 1号 軽米町過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求めることについて
(平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 2 議案第 2号 軽米町行政手続条例の一部を改正する条例
(平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 3 議案第 3号 軽米町行政不服審査会条例
(平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 4 議案第 4号 軽米町情報公開条例の一部を改正する条例
(平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 5 議案第 5号 軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例
(平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 6 議案第 6号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
(平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 7 議案第 7号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
(平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 8 議案第 8号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 9 議案第 9号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- (平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第10 議案第10号 軽米町税条例の一部を改正する条例
(平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第11 議案第11号 軽米町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
(平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第12 議案第12号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例
(平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第13 議案第13号 軽米町農林業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
(平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第14 議案第14号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて
(平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第15 議案第15号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて
(平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第16 議案第16号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて
(平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第17 議案第17号 平成27年度軽米町一般会計補正予算(第6号)
(平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第18 議案第18号 平成27年度軽米町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
(平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第19 議案第19号 平成27年度軽米町水道事業会計補正予算(第2号)
(平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)

- 託)
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 平成 2 8 年度軽米町一般会計予算
(平成 2 8 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 平成 2 8 年度軽米町国民健康保険特別会計予算
(平成 2 8 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 平成 2 8 年度軽米町下水道事業特別会計予算
(平成 2 8 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 平成 2 8 年度軽米町介護保険特別会計予算
(平成 2 8 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 平成 2 8 年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算
(平成 2 8 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 平成 2 8 年度軽米町水道事業会計予算
(平成 2 8 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 2 6 議員派遣の件
- 日程第 2 7 委員会の閉会中の所管事務調査について

○出席議員（14名）

1 番	中 里 宜 博 君	2 番	中 村 正 志 君
3 番	田 村 せ つ 君	4 番	川 原 木 芳 蔵 君
5 番	上 山 勝 志 君	6 番	館 坂 久 人 君
7 番	茶 屋 隆 君	8 番	大 村 税 君
9 番	松 浦 満 雄 君	10 番	本 田 秀 一 君
11 番	細 谷 地 多 門 君	12 番	古 館 機 智 男 君
13 番	山 本 幸 男 君	14 番	松 浦 求 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山 本 賢 一 君
副 町	長	藤 川 敏 彦 君
教 育	長	菅 波 俊 美 君
総 務 課	長	日 山 充 君
税 務 会 計 課	長	山 田 元 君
町 民 生 活 課	長	中 野 武 美 君
健 康 福 祉 課	長	川 原 木 純 二 君
産 業 振 興 課	長	高 田 和 己 君
地 域 整 備 課	長	新 井 田 一 徳 君
教 育 次	長	佐 々 木 久 君
農 業 委 員 会 会 長		日 山 一 夫 君
教 育 委 員 長		戸 草 内 勝 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長		高 田 和 己 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長		日 山 充 君
健 康 ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長		川 原 木 純 二 君
水 道 事 業 所 長		新 井 田 一 徳 君
再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 推 進 室 長		平 俊 彦 君
税 務 会 計 課 担 当 主 幹		於 本 一 則 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 藤 暢 芳 君
議 会 事 務 局 主 任 主 査	橋 本 邦 子 君
議 会 事 務 局 主 査	鶴 飼 義 信 君

◎開議の宣告

○議長（松浦 求君） ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 2時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦 求君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で、議会運営委員会及び総務教育民生、産業建設常任委員会の各委員長から閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

いずれも印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号から議案第25号までの審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 軽米町過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求めることについてから日程第25、議案第25号 平成28年度軽米町水道事業会計予算までの25件を一括して議題といたします。

議案第1号から議案第25号までの25件について、特別委員会での審査結果の報告を求めます。

平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会委員長、細谷地多門君。

〔特別委員長 細谷地多門君登壇〕

○特別委員長（細谷地多門君） それでは、委員長報告をさせていただきます。

平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会に付託された議案第1号 軽米町過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求めることについての1件、議案第2号 軽米町行政手続条例の一部を改正する条例から議案第13号 軽米町農林業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する案件12件、議案第14号から15号までの損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることの2件、議案第16号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについての1件、議案第17号 平成27年度軽米町一般会計補正予算（第6号）についてから議案第19号 平成27年度軽米町水道事業会計補正予算（第2号）までの補正に関する議案3件、議案第20号 平成28年度軽米町一般会計予算から議案第25号

平成28年度軽米町水道事業会計予算までの新年度予算に関する議案6件の合わせて25件の議案でありました。

去る3月9日午前10時から3月16日午前中までの5.5日間、3階会議室において当局出席のもと、資料提出や説明を求めながら審査いたしました。

内容について一部大まかに述べますと、議案第1号 軽米町過疎地域自立促進計画案について、5年間延長の背景について、また総合発展計画との整合性についての質問があり、答弁は、総合発展計画に準ずる自立促進計画であることを理解していただきたい。計画を毎年度ごとに金額等もわかりやすく説明するべきの質問に対しての答弁は、金額が出るとひとり歩きして困ることからこのような提出にさせていただいたとのこと。交流駅建設の時期、配置についてと計画の優先順位を明らかにできないか、また現在の図書館、中央公民館、跡地を今後どうするのかなど質問があり、答弁は、平成28年度公共施設管理計画の中で詰めていきたいとのことでした。

第5次軽米町行政改革大綱の中身について担当課から説明を受け、その後質疑を受けました。行革大綱案に対するパブリックコメント実施のあり方について、より多くの住民の声を反映させるために、お知らせ版とインターネットによるホームページの充実など工夫が必要ではないかという質問に対して、答弁は、お知らせ版だけでは十分周知できないため今後検討したい。町ホームページ利用については、抜本的なりニューアル改善を検討したいとのことでした。行政組織運営についての質問があり、答弁は、健康福祉課はふれあいセンター内にあればいいのか、本庁に戻ったほうがよいのか、今後検討したいとのこと。

議案第20号、歳入の中で16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入部分において記載漏れの指摘が委員からあり、答弁は、事務的ミスによる記載漏れが生じたことに対して、改めて6月定例議会に計上させていただきたい、理解をお願いしたいとのことでありました。

続いて歳出部分について、2款総務費の中でふるさと納税について質問があり、今後は増額に努めてまいりたいとのこと。通学路の安全確保対策についてどのように検討しているのかの質問があり、答弁は、カーブなど危険箇所、優先順位から対応したいとのこと。大川宇八郎翁、当町の生誕地、シンボルの設置が必要でないかの質問について、答弁は、前向きに検討したいとのこと。保育園のような大事な部分は国の方針で何でもかんでも民営化というのは非常に問題があり、町の責任を持って対応していくべきでないかという質問に対する答弁は、公の園に対して国から補助支援がないことから別のサービスに町運営対応していきたい。総合的な財政面等から民営化を進めたいとのこと。公立高校再編部分で今後軽米高校存続について町を挙げての取り組みについての質問があり、答弁は、平成3

2年まで現状維持を県から約束してもらった、今回守る会も結成されたので、今後町民一丸となって取り組んでいきたいとのこと。再生可能エネルギー推進協議会の役割、連絡会の分担役割について町の責任は非常に重い、どう感じているのかという質問があり、答弁は、町としても大きな責任を感じている。事業主には安全なものをつくってもらおう。事業終了後の施設撤去についてもしっかり始末してもらおう。

3款民生費部分の中でピヨピヨ広場、児童クラブ施設は交流駅構想に入っているかの質問に対して、答弁は、構想に入れる方向で検討したい。

6款農林水産業費、軽米牛の牛肉消費現況についての質問があり、答弁は、秋開催の食フェスタのとき町内業者に1頭扱ってもらっている。ふだんは販売していないとのことでした。ミレットパーク周辺の遊び場、遊具等どのような管理体制か。今後の更新計画についても質問があり、答弁は、今後計画の中で実施していくとのことでした。指定管理者業務委託料の見直しを図りながら施設のあり方、事業の見直しとともに点検し今後検討すべきではないかの質問があり、答弁は、環境の厳しい割には売り上げ、入り込み数等減っていないのでは、今後も維持していくことが大事であると考えている。トータルで考えて雇用の場等踏まえて今後取り組んでいく。集客拡大に努めていくとのことでした。平成18年度中に大規模林道用地取得に係る所有権移転登記未了問題調査特別委員会を設置開催して以来10年ほど経過しているにもかかわらず、いまだに小軽米四部落共有地から町に登記移転が履行されていない。当局側として町長の対応姿勢に甘さがあったのも、これまでの引き延ばしされた一つの要因ではないか、いかがか。共有地組合からいつまでに登記移転を履行してもらえるのか、強い姿勢で確約させ、我々議会に近日中に報告願いたい、いかがかという質問。今後は共有地組合組織内部のことということにとめないで足を踏み入れて指導していくべきだ、いかがかという質問があり、答弁は、今後は引き続きなお一層履行を求めていくとのこと。

7款商工費、物産交流館、土曜日閉店になった理由、土曜日営業検討できないかの質問があり、答弁は、土曜日曜の営業についても前向きに検討したいとのこと。軽米町新規求職者等地域雇用促進奨励金について、広く町民に向けて補助金等の周知についてやるべきとの質問があり、答弁は、ホームページにも載せて実施していきたいとのことでした。

8款土木費、町営住宅整備計画策定業務委託料の中身についての質問があり、答弁は、5カ年で計画実施するものであるとのこと。向川原地区親水公園管理業務委託料について、利用者が多い女子和式トイレがずっと使用禁止になっている。排水がどうなっているのかという質問があり、答弁は、現場を確認しながら対応に努めていくということでした。

10 款教育費、幼稚園費について、人員配置について来年度も変わらないかという質問があり、答弁は、今現在の職員配置で予算計上した。その後の配置が変わることにより予算化していくということでした。計画的に社会教育主事等資格取得者等役場全体で養成してほしい、行っていくべき要望がありました。

議案第 21 号 平成 28 年度軽米町国民健康保険特別会計予算については、全体を見て高過ぎる国保税を法定外繰り入れ 9,000 万円ほどにもかかわらず値上げしなかったことには一定の評価をしたい。今後町民負担が重くならないように努めてほしいとの要望がありました。盛岡市では、自主的に既に実施している短期保険証の廃止等、本町においても町民の暮らしを守る観点から即刻実施することの要望がありました。

議案第 22 号 平成 28 年度軽米町下水道事業特別会計予算については、公共下水道の普及率、来年度の事業計画について、来年度計画の中でアクションプランとは何なのかという質問があり、答弁は、普及率は平成 27 年度は 37.5%、平成 28 年度は 39.4% を目標に取り組みたい。向川原川沿いに 1 路線、山岸側 1 路線、合わせて 2 路線を計画実施したい。アクションプランについては、今後 10 年程度をもって汚水処理システムを完成させる計画をつくるものということです。公共施設の水洗化モデル的にも実施すべきとの意見、向川原地区の既存の共同による集合型合併処理浄化槽との関係は今後どのようなようになるのか質問があり、答弁は、今後公共下水道に接続することになるという説明でございました。

議案第 23 号 平成 28 年度軽米町介護保険特別会計予算については、軽米町行政改革大綱の民営化はこの事業を指しているのかという質問があり、答弁は、この事業を指しているとのことでした。

議案第 24 号 平成 28 年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算については、保険料の見直しについてどのようなになっているのか、国からは既に連絡があるはず。今後町民の負担等がどのようなようになってくるのかの質問があり、答弁は、国等からはまだ連絡が来ていないとのことでした。町民負担、暮らしを守る上でも担当課からもう少し関心を持って情報収集に努めてもらいたい要望がありました。

議案 25 件の個別質疑が終了後、これまで審査した議案 25 件について総括的な質疑を行いました。その後質疑を終了し執行者側に退場を求め、委員会でのまとめに入りました。議案 25 件の中で一部反対の委員がありましたので、採決は 5 回に分けて行いました。議案第 1 号 軽米町過疎地域自立促進計画の議案に関し議決を求めることについては、起立により賛成多数で可決です。議案第 2 号 軽米町行政手続条例の一部を改正する条例から議案第 5 号 軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例までの 4 件と、議案第 7 号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 1 件、合わせて 5 件を起立により、賛成

多数で可決です。議案第20号 平成28年度軽米町一般会計予算1件については、起立により賛成多数で可決です。議案第21号 平成28年度軽米町国民健康保険特別会計予算1件についても、起立により賛成多数で可決です。

また、議案第1号、2号、3号、4号、5号、7号、20号、21号を除く全ての議案に反対者がいないことから、簡易採決により全会一致で可と決しました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（松浦 求君） 委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

13番、山本幸男君。

〔13番 山本幸男君登壇〕

○13番（山本幸男君） ただいま委員長から報告されました議案第1号から議案第25号までの案件のうち、議案第1号 軽米町過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求める案件と、議案第21号 平成28年度軽米町国民健康保険特別会計予算の2件について反対でありますので、反対の理由を述べて皆さんのご賛同をお願いしたいと思います。

軽米町は過疎の町であります。過疎の町を支援する国の制度もさまざまあります。今回提案されている議案第1号 軽米町過疎地域自立促進計画の中に入っている事業は7割の補助があると聞いております。今議会に軽米馬検場跡地を買収して交流駅構想、この計画の中にステージ付きの公民館とか図書館の計画等がされていますが、残念ながら入浴施設は入っていません。にぎわい、交流、元気回復、近隣の市町村で入浴の施設のないのは当町のみと認識しております。実現のためにぜひ過疎計画に風呂の計画を入れるべきと願いを込めて、そういう施設ができることが真の意味のにぎわい、元気な町、健康な町につながっていくことを期待して、現在提案された計画には反対でありますので、よろしく願い申し上げます。

それから、続いて議案第21号 平成28年度軽米町国民健康保険特別会計に反対の理由を述べたいと思います。国保の会計については大変と厳しいものがあり、町長の決断によりまして一般会計より繰り入れして運営されていることについては敬意を表したい。今回も多大な金額を一般会計より国保の会計に応援して国保の制度事業を行っていることはそのとおりであります。しかし、町民においても国保税の税に対する重さは厳しいものがありまして、町民もまた納付のために一生懸命であると認識しております。予算については了といたしますが、制度の中

で滞納者の一部に対して税の確保、納税の措置という意味で短期保険証が交付されております。大変と厳しい状況とは思いますが、短期保険証については家庭の中においても、また使用する町民にとっても大変と厳しいものがあるのではないかなど、そう思います。病院に行きますと、診察券を出して保険証の提示も必ずというぐらい求められます。そのときの短期の保険証を提出する町民の気持ちを察するとき、私は過酷だなと、そういう認識を持っております。平成30年より国保の運営につきましては県が主導して運営されるという形になるようでございますが、この際その前に町長として短期保険証の交付は取りやめて、話し合いのもとに前進する方法がいいのではないかと、そう思います。見直しを残念ながら明言しない当局に見直しを決断すべきだという願いを込めて、議案第21号の国保の予算にも反対したいと思っております。よろしく。

○議長（松浦 求君） それでは、原案に賛成の方ございませんか。

4番、川原木芳蔵君。

〔4番 川原木芳蔵君登壇〕

○4番（川原木芳蔵君） 私は全議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

特にも議案第20号 平成28年度軽米町一般会計予算につきましては、国勢調査人口が大幅に減少となり、地方交付税の大幅な減額が予想される厳しい状況の中での予算総額61億4,000万円を確保し、町民に身近なサービスを低下させることなく、地域福祉や社会資本整備など、町民誰もが豊かで安心して生活できる地域社会の構築に向けた予算となっております。歳入については、町税収入の確保、適正な受益者負担をお願いしながらも、歳出では費用対効果の検証を行い、事務事業の見直しを図りつつ新たな施策を積極的に導入するとともに、町民との協働を基本としたまちづくり施策などが盛り込まれております。平成27年度当初予算と比較しても、当町の基幹である農林業振興等の農林水産業、町民生活の便利性の向上及び交通安全の確保などを図る土木費、さらには中心商店街の振興対策や観光、特産品開発、ブランド構築などを図る商工費など、当町が抱える課題などへの的確な対応した予算と考えております。

具体的には、本年度に策定しました平成27年度から平成31年度までを計画期間とした軽米町人口ビジョン・総合戦略においては、人に優しく活力あふれる町の創生に向けて、基本目標を活力ある軽米をつくる仕事の創生、全ての世代にやさしく生き生きとした「まち」軽米の創生及び「ひと」が行き交う南部の十字路・軽米の創生として取り組むこととしており、本年度の予算におきましてもこうした計画に基づいた施策が随所に反映されております。厳しい財政状況の中にあっても、財源の重点的、効率的な配分に配慮しながら町民との協働を基本とした活力あるまちづくりを積極的に推進する予算編成であると私は考えています。

以上、賛成の立場での討論といたします。つきましては、議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（松浦 求君） それでは、原案に反対の討論を求めます。

12番、古舘機智男君。

〔12番 古舘機智男君登壇〕

○12番（古舘機智男君） それでは、私から反対の討論を行いたいと思います。私は、本予算等特別委員会に付託された25議案のうち、議案第1号 軽米町過疎地域自立促進計画策定に関し議決を求めることについて、そして議案第2号から3号、4号、5号の条例改正案、また議案第7号の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、これと、さらに予算関係では議案第20号と21号について反対をしたいと思います。25議案のうち8件は反対で、その他の17件については賛成です。

まず、その理由について述べていきたいと思います。議案第1号については、山本議員からも反対討論がありましたが、過疎自治体においてこの過疎債は本当に有利な制度で非常に有効な財源となるものです。しかるに、この制度の改正でハード事業だけでなくソフト事業にも適用される改正もされました。今軽米町が直面している人口減問題等々、そのソフト事業にも適用されることも担当課からの説明にありました。しかし、そういうソフト事業が計画されていません。人口減の対策の先進地である山陰地方などでは、これを利用した子ども・子育ての支援を制度に導入し、それを生かして大きな成果を上げているところであります。私は、このような中でハード的な事業ももちろん大事ですが、本当に子ども・子育て、また介護、福祉などの中できちんと先進的に検討されて、ソフト事業の中にきちんと生かしていくべきこそ過疎債の役割がもっと生きてくるとと思いますが、そういう意味で私は反対しました。

さらに、山本議員も言いましたが、入浴施設というのは一貫して取り上げてきた関係もあって、多くの町民の多数の声になっていると思いますし、町長自身もその必要性を認めているところでもあります。今度の過疎のハード計画は相当ボリュームが大きいもので、その予算額も大きくなりますが、大枠の計画の中で町民に希望が持てるような、そういう計画が入浴施設の挿入の中で見えてくるのではなかったのではないのでしょうか。そういう意味で私は、過疎計画そのものについて有効な、大事だとは思いますが、もっと身近な、ハードだけでなくソフト事業も入れる、そういう姿勢が足りない。そういう意味で私は反対をいたします。

次に、議案第2号 軽米町行政手続条例の一部を改正する条例、そして議案第3号 軽米町行政不服審査会条例、議案第4号 軽米町情報公開条例の一部を改正する条例、議案第5号 軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

の反対理由でございます。これは国の地方公務員法等の改正によって、それを条例に反映させるために、また条例の設置をするために設けられた改正及び新設の条例であります。このもとになった個人情報条例ですが、これは昨年6月に国会で可決成立した行政不服審査法の改正によるものです。この条例の問題は、制度の一元化によって異議申し立てが再調査請求に変わって、これまで参考人からの陳述と検証等がありましたが、それがなくなり一元化されて簡易な手続で事実関係の再調査をして処分の見直しを行う、そういう制度になったものです。行政不服申し立ての手続の意義については、行政が認識していなかったことに対しても、それを不服審査、異議申し立てによって明らかになった過去の例もあります。この改正は申立人のためでなくて、行政側の迅速化を進めるものにすぎませんし、救済の仕組みが後退しかねない、そういうものの中身を持ったものです。そういう意味で私は無条件にこれに従って条例を制定及び改正することには反対です。

さらに、議案第7号であります。これは人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例というのですが、これは地方公務員法の改正によって、先ほどこちょっと間違えましたが、人事評価を法で決めて制度化するものであります。これまでは基本的には自治体が責任を持っていた人事評価に対して、これを規則によってこの人事評価を導入するものであります。これは人が人を評価するというのは、特にも役場の仕事という、人を大事にする、人と人が接触する、そういう中での人事評価というのは非常に難しい問題を含んでおります。今回職員の自主性や、自立性を上から押さえ込むことになってしまうのではないかと。町民にノルマを課すことにつながるものが危惧されています。能力や成果主義による人事管理は、過度な競争で職場の人間関係を壊す、そういう心配もございまして。私は、このような人事評価制度については、本当に住民参加、また公務員が全体の奉仕者として、また町民のために働く、それが生かされる、そういう制度にするためにもこのような新たな制度については必要がないと考えておりますので、それに関する条例の制定は反対したい、このように思っております。

さらに、議案第20号 軽米町一般会計予算の問題です。これは、平成28年度の1年間の行政の中心をなす一番かなめとなる予算です。町長は3選を果たし、さらに町民のためにと気持ちがあると思いますが、まず1つは基本姿勢の問題で私は疑問を感じております。私は、一般質問の通告で施政方針演述に対する追加質問をいたしました。町長は施政方針演述で国内の政治、経済情勢の捉え方のことも演説をいたしました。その演説では経済情勢にしか触れず、しかもその内容は政府の見解をそのまま述べていただけでした。今国民の暮らしは貧困、そして格差が広がっていますし、軽米町も農業の不振や、また不景気の中で非常に落ち込んでいるのが実態ではないでしょうか。町民の福祉、暮らしは大変になって

います。また、平和の問題も大変な状況になって、戦後70年の岐路に立っているというのが国民的な注目になっています。安保法制、いわゆる戦争法案、また消費税の来年からの増税、原発再稼働、そしてTPPや社会保障の後退などの問題が一言も触れられず、そのことについて追加質問を上げました。このことについては、多数の国民がノーの声を上げています。しかしながら、町長は私の追加質問に対して、安保法制に対しても、また消費税の増税、戦争法案に対しても政府の方向に是認の姿勢でありました。TPPや原発再稼働には反対、そう示していただきましたが、経済、平和の問題では大きな、国民また軽米町民とのギャップがあるのではないかと私は思います。

自治体は国の悪政など、住民の福祉、暮らしが阻害されるとき防波堤の役割を果たすこと、そして自治体は住民の福祉向上こそ第一の仕事です。しかし、その原点のところでは私は町民の心と離れている部分があるのではないかと、そういう指摘をせざるを得ないと思います。その具体的な中身として、行政改革大綱第5次の制定がされました。これは議決案件ではありませんが、これまでの経過からいえばこの大綱によって行政運営の指針としていくというのは、ある意味では当たり前ですが、そういう中身であります。しかし、この行政改革大綱、当局の説明もありましたが、パブリックコメントでもほとんどの意見がなかった。また、委員会の中でも、具体的な議事録は要求しませんでした、活発な論議がされたという報告はありませんでした。しかし、その中身を見ると、例えば保育園の民営化、これは法による義務的な計画の子ども・子育ての事業計画にも載っていない民営化を年度、タイムスケジュールを決めて実施の方向をする、民営化ありきの大綱になっています。支所の廃止や健康ふれあいセンターの介護事業などあります。また、そういう中で全体の福祉、暮らしに対して介護保険制度などについて、平成29年度から変わっていくものに対して、町全体の業務体制の中で十分な対応ができていない、そういう状況が明らかではないでしょうか。私はこの基本姿勢、山本町政は再エネ、メガソーラーの問題でもそうですが、開発会社化してきているのではないかと。出された資料を見ても企業のための仕事が多くなっています。まず、地方自治の原点に返ることこそ必要である、そういう意味で基本となす第20号議案には反対です。

議案第21号の国民健康保険特別会計予算については、町は値上げをしない、そのための法定外繰り入れをする、そういう意味で評価いたしますが、金がかからない短期保険証の廃止はやる気になればすぐにもできる。でも、これがあることによって、その町民には納めたくても納められない、そういう人を苦しめている制度であります。ですから、こういう予算を伴わない短期保険証発行の廃止ということは、町長の基本姿勢にもかかわることだと思いますので反対したいと思

ます。

軽米町民がこれから本当に厳しい時代、状況を迎える中で、町民が一丸となって力を合わせて頑張っていくためにも、基本姿勢をきちんと見直しながら町政運営をしていくことを要望しながら、8議案の反対討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（松浦 求君） 次に、原案に賛成の討論をお願いします。2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

○2番（中村正志君） 私は全議案に対して賛成いたしますが、ここでは特に議案第1号及び第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、そして議案第20号、第21号に対する賛成討論をさせていただきます。

議案第1号は、過疎地域自立促進特別措置法が5年間延長され、平成28年度から平成32年度までの過疎地域の自立促進を目的としての5カ年計画の策定です。軽米町は、過疎対策として昭和55年度から時限立法である過疎計画をその都度策定し、過疎脱却の事業に努めてきておりますが、全国的な人口減少傾向もあり、このたびさらに特別措置も延長され平成32年度までの過疎計画策定に至っております。この過疎地域の特別措置は、財政面での優遇措置があり、過疎対策事業債ではありますが、70%の交付税措置があり、簡単に言えば7割補助と考えていいものです。この特別措置を活用し、これまでも交通網及び生活環境の整備、産業の振興などを行ってきておりますが、まちづくりにおける課題はまだまだ多々ある現状の中、過疎対策事業債の活用は必要かつ重要なものであります。これまで反対討論の中で入浴施設の課題が示されておりますが、本過疎計画は町の総合計画を具現化する、特に財政の特別措置を講ずるもので、入浴施設については別に総合計画の中で議論されるものと思います。今回提案されている計画の中には、軽米町の長年の課題であった公民館、図書館の建設計画など交流駅をキーワードに町のにぎわい創出事業を中心に、ハードとともに農林業振興、地域活動交付金、子育て支援などのソフト事業を盛り込んだ事業計画となっているとともに、なおかつ毎年4億円余りの過疎対策事業が活用できることから、軽米町の財政にとっては貴重な財源となります。今回は人口減対策が重要なテーマであり、地域の自立に向けて総合的かつ計画的に事業が進められることを期待し、賛成討論といたします。

次に、議案第2号、3号、4号、5号に対する賛成討論を申し上げます。第2号から5号までの提案は、行政不服審査法の改正により町では条例の所要の改正を行うものであり、特に問題はないと思われ、今後運用しながら実情に合わせながら進めていくものと期待し、賛成するものです。

次に、第7号は職員の人事評価を導入する内容ですが、人事評価は民間において

は今やどこでも行っているものであり、公務員であれ全体の奉仕者として町民誰からも信頼されるべき職員が育成されるものと期待し賛成いたします。

次に、議案第20号 平成28年度軽米町一般会計予算についての賛成討論を申し上げます。平成28年度一般会計予算は、平成27年度より1.9%減の総額61億4,000万円の予算となっております。国勢調査人口の大幅な減少により、地方交付税の削減が予想される中、歳入では町税収入の確保や適正な受益者負担などにより自主財源の確保に努め、歳出では費用対効果の検証による事務事業の見直しなど創意工夫の中での予算編成となっております。特に重点事業として町道整備としては長年の課題であった参勤街道線への着手、山内地区センター建設、デジタル防災行政無線整備などのハード事業のほか、ソフト事業への取り組みが目立つ内容となっております。子育て支援日本一の町づくりに向けて、学校、家庭、地域の連携協力推進事業や軽米高校への支援策、希望郷いわて国体開催、小中学生とともに高校生にも拡大した医療費助成、小中学校への学力向上支援のほか、町づくり活性化事業として軽米町商工会、観光協会等と協力しながらの活性化イベント開催、新たににぎわい創出の拠点施設整備事業、そして行政区活動交付金の継続など、生涯学習の町宣言、30周年を迎える軽米町にふさわしいソフト事業満載の内容となっており、町と町民が一体となつての協働参画による町づくりが大いに期待できる内容となっております。これからは町の職員とともに、町民も一緒になって知恵を出し合い町の活性化に努めていけるものと期待し、議案第20号 平成28年度軽米町一般会計予算に対し賛成するものです。

最後に、議案第21号 平成28年度軽米町国民健康保険特別会計予算の賛成討論を申し上げます。国民健康保険事業につきましては、これまで実質単年度収支が赤字となり、一般会計からの法定外繰り入れに依存する非常に厳しい財政状況ではありますが、医療費の動向とあわせ国保会計の財政を精査しながら運営しており、また平成30年度からの国民健康保険の都道府県化を控えており、国保の県移行がスムーズに行われることを期待するとともに、被保険者への保健指導と適切な医療費抑制に努め、税率改正による被保険者への負担を求めず、現行の保険税率を維持しながら国民健康保険事業の運営に努める姿勢を高く評価し、議案第21号に対し賛成するものです。

以上、議案第1号及び第2号から第5号、第7号、第20号、第21号に対する賛成討論を申し述べさせていただきました。今定例会には山本町長4期目の本格的な町づくり活性化方針が示されてきている予算が提案されたものと受けとめております。我々議会も地域の自立に向け、町づくり活性化のために町政と一体となり尽力してまいりたいと思います。何とぞ私の賛成討論にご賛同いただくことをお願いし、賛成討論を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（松浦 求君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） なしと認めます。討論を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後 2時59分 休憩

午後 2時59分 再開

○議長（松浦 求君） それでは、開会をいたします。

これより採決を行います。

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第7号、議案第20号、議案第21号に一部の反対がありますので、採決はこれから9回に分けて行います。

最初に、議案第1号 軽米町過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第1号 軽米町過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求めることについてを採決します。議案第1号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 求君） 起立多数です。

よって、議案第1号 軽米町過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 軽米町行政手続条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第2号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 求君） 起立多数です。

よって、議案第2号 軽米町行政手続条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 軽米町行政不服審査会条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第3号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 求君） 起立多数です。

よって、議案第3号 軽米町行政不服審査会条例は原案のとおり可決されました。
次に、議案第4号 軽米町情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。
この採決は起立によって行います。

議案第4号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 求君） 起立多数です。

よって、議案第4号 軽米町情報公開条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。
この採決は起立によって行います。

議案第5号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 求君） 起立多数です。

よって、議案第5号 軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第7号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 求君） 起立多数です。

よって、議案第7号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成28年度軽米町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第20号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 求君） 起立多数です。

よって、議案第20号 平成28年度軽米町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号 平成 28 年度軽米町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第 21 号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第 21 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 求君） 起立多数です。

よって、議案第 21 号 平成 28 年度軽米町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例と、議案第 8 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第 19 号 平成 27 年度軽米町水道事業会計補正予算（第 2 号）までの 12 件と、議案第 22 号 平成 28 年度軽米町下水道事業特別会計予算から議案第 25 号 平成 28 年度軽米町水道事業会計予算までの 4 件の合わせて 17 件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案第 6 号と議案第 8 号から議案第 19 号までの 12 件と、議案第 22 号から議案第 25 号までの 4 件の合わせて 17 件に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第 6 号と議案第 8 号から議案第 19 号までの 12 件と、議案第 22 号から議案第 25 号までの 4 件の合わせて 17 件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例と、議案第 8 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第 19 号 平成 27 年度軽米町水道事業会計補正予算（第 2 号）までの 12 件と、議案第 22 号 平成 28 年度軽米町下水道事業特別会計予算から議案第 25 号 平成 28 年度軽米町水道事業会計予算までの 4 件の合わせて 17 件は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（松浦 求君） 日程第 26、議員派遣の件を議題といたします。

この議員派遣の件については、軽米町議会会議規則第 120 条の規定によって、議員を派遣しようとするときは議会の議決でこれを決定することになっておりま

す。

お諮りします。お手元に配付してある平成28年度議員派遣一覧表のとおり、平成28年度の議会閉会中における各種会議、議員研修及び調査等に本議会の議員を派遣したいと思います。また、派遣議員についてはその都度議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、平成28年度議会閉会中における各種会議、議員研修等への派遣についてはお手元の平成28年度議員派遣一覧表のとおりとし、派遣議員についてはその都度議長が指名することに決定しました。

お諮りします。議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度議長において議員の派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度議長において議員の派遣をすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（松浦 求君） 日程第27、委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会の委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

これで今定例会の日程は全部終了しました。

◎町長挨拶

○議長（松浦 求君） ここで、町長から発言を許されたい旨の申し出がありましたので、

これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ただいま議長の許可をいただきましたので、第7回軽米町議会定例会が閉会されるに当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月3日に開会以来本日までの14日間にわたり開催されたところであり、本定例会には委員会の委員の選任任命に関する同意案3件、過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求める議案1件、条例の制定一部改正に関する議案12件、損害賠償に関する議案3件、平成28年度一般会計予算ほか予算案件9件の合わせて28議案を提案させていただきました。

議員の皆様には終始熱心なご審議をいただき、全議案とも原案どおりご議決賜りましたことを心から感謝申し上げます。

施政方針で申し上げましたが、急激な人口減少が続く中、地方交付税の削減などにより厳しい財政状況が予測されますが、新たに策定した第5次軽米町行政改革大綱に基づいた進行管理を行いながら、多様なニーズに適切かつ的確に対応した質の高い行政サービスに取り組んでまいります。

また、軽米町人口ビジョン・総合戦略の基本目標である、活力ある軽米をつくる仕事の創生、全ての世代にやさしく生き生きとした「まち」軽米の創生、「ひと」が行き交う南部の十字路・軽米の創生の達成に向けて、町民との協働を基本としながら、役割を分担し合い、町づくりを推進してまいります。今議会中には、（仮称）かるまい交流駅や行政組織の体制などについて貴重なご意見やご提言をいただきました。今後の町政運営に当たり十分に配慮しながら、顧客であります町民の皆様によりよいサービスの提供ができるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

最後になりますが、議員の皆様のご協力、ご支援に感謝申し上げ、簡単でございますが、本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦 求君） 会議を閉じます。

これをもって第7回軽米町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 3時12分）